

入 札 説 明 書

令和3年4月23日 堺市公告第263号により公告したモバイルプラットフォームソフトウェアライセンス入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 ICT イノベーション推進室

電話 072 - 228 - 7264

FAX 072 - 228 - 7848

E-mail inosui@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 件 名

モバイルプラットフォームソフトウェアライセンス

(2) 履行場所

堺市 ICT イノベーション推進室ほか、発注者の定める場所

(3) ライセンス使用期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(4) 契約概要

ソフトウェアの設定・納入

(5) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30年度及び令和元・2年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において種目「物品 006002 OA用品・機器」で登録している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者

(3) 入札参加申込みの締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 入札参加申込みの締切日から開札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 平成 28 年 1 月 1 日以降に国又は地方公共団体において、「kintone」ライセンスの設定・納品を業務とする新規契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績及び当該仕様書に示す要件を満たすことを証明できる書類を提出することができる者
- (9) 入札説明書で指定する書類をすべて提出できる者
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から令和 3 年 5 月 6 日（木）まで

(2) 配布方法

E-mail での配布

前記 1 の契約事務担当課 E-mail アドレス宛に下記の事項を記載し、請求すること。なお、E-mail で請求した旨を電話連絡し、到達確認をすること。

件名：モバイルプラットフォームソフトウェアライセンス入札関係書類の請求

社名、担当者名、返送先メールアドレス、電話番号

窓口にて配布

上記配布期間の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後 0 時 45 分までを除く）に前記 1 の契約事務担当課にて受け取ること。

(3) 目的外使用の禁止

仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後、紙面での配布を受けたものについては速やかに前記1の契約事務担当課に返却し、電子での配布を受けたものについては破棄又は責任を持って管理すること。

5 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本競争入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記4のとおり配布する。

(1) 入札参加申込みにおける提出書類、提出期限等

① 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
- ・ 組合員名簿の写し
(組合で参加する場合に限る)
- ・ 履行実績申出書
- ・ 履行実績申出書の内容を証明できるもの(契約書、仕様書等)

② 提出期限

令和3年5月6日(木)まで

③ 提出場所

前記1の契約事務担当課

④ 提出方法

直接持参または郵送すること。

・ 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時30分から午後4時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後0時45分までを除くを除く)に持参すること。

・ 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤ その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3(7)ア、イ」のいずれかの場合(以下「組合員の重複」という。)には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する者は、前記(1)の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒（結果通知郵送用）も併せて提出すること。

6 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和3年5月6日（木）午後4時30分までに書面により質問の内容を前記1の契約事務担当課に提出しなければならない（FAX及びE-mail可）。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年5月12日（水）午後3時30分

(2) 入札及び開札の場所

堺市財政局契約部調達課入札室（市役所本館8階）

(3) 入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(5) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記9（1）～（4）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(6) 落札者の決定方法

堺市契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

8 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること）入札会場内への入室は1社1名に限ること。

9 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）、（4）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（2）、（3）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- （1）堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- （2）堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合
- （3）堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）
- （4）上記の（1）～（3）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

10 その他

- （1）契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）。ただし、堺市契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。
- （2）契約書作成の要否 要。
- （3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （4）契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧することができる。
- （5）契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
 - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
 - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (5) 入札時間に遅刻したとき。
 - (6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正したとき。
 - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (12) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
 - (13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 11 再度入札の回数は原則 2 回とする。
- 12 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札が無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 13 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 14 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 16 入札終了後、落札者以外の者は速やかに仕様書等を返納すること。
- 17 落札決定後、7日（市の休日を除く。）以内に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。
- 18 契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。